

【6.6.0.4】特許調査における共通事項－侵害防止調査

実施を検討していた技術が、すでに他者により権利化されていた場合、事前に把握することができていれば他者の権利侵害を未然に防ぐことができる。また、その権利範囲を詳しく調査・分析することで特許網の隙間を埋める技術や権利を回避できる代替技術の可能性を検討するなど、他者との無用な紛争を回避しながら事業を行う策を講じることが可能となる。

1) 基礎知識・準備編

海外特許を対象に特定技術に関する侵害防止調査を行う場合、検索項目として技術用語と特許分類（IPC、CPC など）を使用するのが一般的である。IPC などの特許分類を検索項目として検索した場合には、KW 検索と比較してノイズ（技術的に全く無関係な特許）や漏れが少ない検索結果を得ることができるというメリットがある一方、どのような分類で検索すればいいか初心者にはわかりにくいというデメリットがある。また、KW 検索はその逆のことが言える。

どのような特許分類で検索したら良いかわからない場合には、調査対象の製品や技術についてすでに特許出願をしている場合であれば、その公報に付与された特許分類を参考にする方法、または独立行政法人工業所有権情報・研修館が提供する「特許情報プラットフォーム J-PlatPat」の特許・実用新案テキスト検索を利用して特許文献を検索し、HIT した複数の文献の中に高い頻度で現れる特許分類を確認する方法がある。さらに、J-PlatPat の「パテントマップガイダンス（PMGS）」でその特許分類の内容を確認し、正しい特許分類を選択して、海外の特許調査の特許分類検索に反映させるという方法もある。

KW の選択は、調査対象とする製品の特徴を把握し、その特徴を表す技術用語を抽出し、それらの類義語も含めて同様の技術が検索されるような検索用語群を作成することが重要である。その際、その技術が上位概念で表現される可能性も考慮する必要がある。

検索する際は特許分類や KW 群を掛け合わせて査読対象の文献数を絞り込む必要がある。このとき、適切な特許分類が見つかっていれば、精度良く絞り込むことができる。

特許の権利は「特許請求の範囲（別の表現では請求項あるいは Claim）」に記載されている内容であるため、侵害防止調査は、基本的には請求項を判断の対象として進めることになる。したがって、要約などだけでなく、必ず請求項を確認することが重要である。

なお、特許権には存続期限（多くの場合、出願から 20 年）があることから、出願日などを検索条件に加えることで効率的に調査を行うことが可能となる。また特許権は国ごとに発効しているため、調査対象国は技術を実施する予定の国とすれば良い。

Point

技術を実施する予定の国を調査対象国とし、さらに特許権の存続期限（20 年間）に絞ることで効率的に調査することができる。

上位概念や類義語にも注意し、適切な特許分類と組み合わせ、網羅的に調査することが重要である。

特許の権利は請求項に記載されている内容であるため、請求項を確認することが重要である。